

支 払 基 金  
平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日

### 医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日付け厚生労働省告示第 4 6 7 号及び同第 4 6 8 号に基づき医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

同第 4 6 7 号による医薬品について、医薬品名と規格単位が 3 2 文字を超えるものは、別紙 1 のとおり「医薬品名・規格名」欄の漢字名称等を省略し、また、薬価基準収載医薬品の商品名について、別紙 2 のとおり新たに医薬品コード（6 3 品目）を設定しましたので、併せてお知らせします。

なお、当該告示及び薬価基準収載医薬品の商品名は、平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日から適用のため、医薬品マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 4 1 2 1 2」に設定し収載しております。